

# 宮崎県建築行政マネジメント計画の改定について【概要版】

背景：改定に当たって

## 1 近年の法改正、災害・事故等への対応

- 定期報告制度の見直しによる、調査・検査対象の大幅な拡大への対応が課題（H26.6 法改正、H28.6 施行関連）
- 建築確認申請が必要となる規模の見直しがされた（用途変更を含む。）が、建築確認申請が不要でも、法令の基準の適用は受けることから、小規模福祉施設等の法令遵守への対応が課題（H30.6 法改正、R1.6 施行関連）
- 大阪北部地震（H30.6）でのブロック塀の倒壊による死亡事故を受け、既存ブロック塀の安全確保が課題。
- レオパレス21による共同住宅の界壁不適合事案（H30.4 以降）が全国的な問題となったことを受け、国から各特定行政庁宛に要請があった、中間検査の指定への対応が課題。
- 札幌市自立支援施設火災事故（H30.1）等を踏まえ、適切な建物の維持管理による事故や被害拡大の防止が課題。

## 2 前期計画の施策のうち取組みが不十分だった項目への対応と計画改定での方向性

### 【前期計画で取組みが不十分だった主な項目】

- 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入り検査の実施。
- 工事監理業務の重要性の周知徹底。
- 建築士事務所の業務報告書の提出の徹底。
- 法改正の情報等の周知、建築士等の知識の向上のための取組み。
- 建築士・工事施工者及び県民等への法令遵守の意識付け。
- 定期報告の徹底による建築物等の安全性の確保。
- 定期報告未報告建築物等への督促等の実施、定期報告率の向上の取組み。
- アスベスト調査の重要性の周知。

### 【計画改定の方向性】

- 適法な建築物の供給のための取組みが必要。
- 建築士の法令遵守、資質向上等による利用者・消費者の保護が必要。
- 既存建築物の適正管理、不適合や違反のある建築物の是正が必要。

## 3 改定の考え方

- 上記の1、2を踏まえた目標と施策の設定。また、優先的に取り組むべき施策の重点化。
- 計画を分かりやすく、取り組みやすくするための構成の見直しと箇条書き等による表現の簡略化。
- 施策の実効性の確保や実施状況の把握のため、評価の実施に関する記載を追加。

改定マネジメント計画の概要

### A 目標1「新たに供給される建築物の適法性の確保」に向けた取組み

#### 【取り組む施策】

- 迅速かつ適確な建築確認審査の推進、2 中間検査・完了検査の推進【重点施策】
- 工事監理業務の適正化とその徹底【重点施策】

### B 目標2「建築主や建築物の利用者となる消費者の保護」に向けた取組み

#### 【取り組む施策】

- 建築士・建築士事務所に対する指導・監督等の徹底【重点施策】
- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底
- 消費者への対応【重点施策】

### C 目標3「既存建築物の適正管理と違反建築物の是正」に向けた取組み

#### 【取り組む施策】

- 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保【重点施策】
- 違反建築物等への指導【重点施策】
- 事故・災害発生時の連携体制の整備・充実3 建築物に係るアスベスト対策の推進

### D 目標1から3に共通する取組み

#### 【取り組む施策】 1 行政組織等の執行体制の整備、関係機関等との連携

その他

【策定主体】 宮崎県建築行政連絡会議（県内特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関）

【計画期間】 令和2年度から令和6年度までの5年間。（必要に応じ隨時見直しを行う。）